

裁判所における新型コロナワクチンの職域接種について

今般、下記のとおり、裁判所職員に対する新型コロナワクチンの職域接種を行うこととしたのでお知らせする。

なお、今後、記1記載の各庁（以下「対象庁」という。）において、接種対象者を具体的に決定するための検討を行った上で、対象となる職員に対し、接種についての意向確認を行う予定である。

記

1 接種対象者

最高裁、東京高裁並びに東京、横浜、さいたま及び千葉の各地家裁に勤務する職員のうち、危機管理業務（災害発生時の応急対応、令状発付業務、警備関係業務等）に従事する職員を中心に選定する。

2 接種人数

対象庁の合計で780人

3 接種会場

宮内庁蓮池参集所（東京都千代田区千代田1-1）

4 接種可能日

(1) 1回目：7月中旬から下旬頃

(2) 2回目：8月中旬から下旬頃

※ 具体的な日程については、意向確認の際に示す予定

5 接種担当者

最高裁及び東京高裁において勤務する医師及び看護師並びに宮内庁病院の医療従事者

6 その他

接種に要する時間（往復の移動時間を含む。）は職務専念義務の免除の対象となる。なお、接種会場まで移動する際の交通費は支給されない。